

議案番号 提案課名	件 名 内 容
議案第 1 5 号	三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 こども家庭庁設置法の施行による子ども・子育て支援法等の一部改正及び民法の一部改正に伴い、当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号） ・ 学校教育法 ・ 子ども子育て支援法 ・ 民法 ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号） <p>【改正内容】</p> <p>①こども家庭庁の新設に伴い必要となる関係法令の改正に伴う本条例の改正について</p> <p>（１）子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う改正 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 項が削られることに伴い、同法第 1 9 条は 1 項のみの条となり、同条を引用している条項号中「第 1 9 条第 1 項」とあるのを「第 1 9 条」と改正する。</p> <p>（２）学校教育法第 2 5 条の第 2 項、第 3 項の新設に伴う改正 従来 1 項のみであった学校教育法第 2 5 条に第 2 項及び第 3 項が新設されたことに伴い、同条を引用している上記号中「第 2 5 条」とあるのを「第 2 5 条第 1 項」と改正する。</p> <p>②民法第 8 2 2 条の懲戒権の規定の削除に伴う本条例の改正について 民法中の親権者の子に対する懲戒権に係る第 8 2 2 条を削除する改正に伴い、本条例中の懲戒に係る権限の濫用禁止規定「第 2 6 条」を削除する。</p> <p>【施行期日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和 5 年 4 月 1 日から施行（第 2 6 条以外の改正） ②公布の日から施行(第 2 6 条の改正)